

意見書案第 3 1 号

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する財政措置を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 0 年 1 2 月 9 日

川崎市議会議長 鎚 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋 崎 嘉 夫

” 潮 田 智 信

” 小 林 貴美子

” 佐々木 由美子

” 吉 沢 章 子

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する財政措置を求める意見書

国では、平成19年度から厚生労働省、文部科学省連携の下、総合的な放課後対策として、放課後に児童が安全かつ安心して過ごすことができる社会環境の整備を重要な課題として捉え、「放課後子どもプラン」を創設し、その推進を図っている。

一方、本市では、就業形態の多様化や核家族化の進行により、従来の留守家庭児事業（放課後児童健全育成事業）では、施設の利用を希望するすべての市民の方々に応えることができないという課題があった。これを解決するため、これまでの事業の機能を包括し、小学校施設を活用した全児童対象の放課後対策事業である「わくわくプラザ事業」を、国に先駆けて平成15年4月からすべての市立小学校の敷地内で実施している。

しかしながら、放課後児童健全育成事業の補助金は、これまでと同様に「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」のみを対象としており、すべての児童を対象とした事業を併せて行う場合には、間仕切り等で区切られた専用スペース等を設けなければならないとの要件を満たさない「わくわくプラザ事業」における施設は国庫補助の対象とならない。

また、平成22年度からは、放課後児童健全育成事業実施施設の規模が71人以上の場合、補助の対象から外れることとなっているが、この要件を満たすためには、施設を複数設置しなければならず、学校敷地内でのスペースの確保や経費が必要となり、大変困難な状況である。

少子化の時代状況の中、特に都市部における放課後対策は、多数の施設利用希望者と多様なニーズに対応するため、すべての小学生を対象としてその健全な育成を図るべきものである。

よって、国におかれては、地方分権改革の趣旨に則り、地域の実情に応じた実施形態を幅広く認め、国庫補助制度の要件を緩和されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣